

令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会会議報告書

1. 開催日時 令和2年11月4日(水) 午後2時から午後3時30分まで
2. 開催場所 白井市本庁舎2階 災害対策室2
3. 出席者 松本会長、富澤副会長、小木曾委員、高山委員、田中委員、廣瀬委員、下山委員、花山委員、三浦委員、杉田委員、柴田委員、赤平委員  
 欠席者 本間委員、高橋委員、朽方委員  
 事務局 高齢者福祉課 篠田課長、鈴木副主幹、加藤主任保健師  
 白井駅前地域包括支援センター 櫻田、西白井駅前地域包括支援センター 大澤
4. 傍聴者 2名
5. 次第  
 議題
  - (1) 令和2年度上半期活動実績報告
  - (2) 地域包括支援センターの今後の運営について
  - (3) 介護予防ケアマネジメント新規委託契約事業所について
  - (4) その他
6. 議事 以下の概要のとおり

事務局	<p>○ 会長あいさつ 松本会長、副会長、高山委員よりあいさつがなされる。</p> <p>○ 議題 ただいまの出席委員は12名。市条例の規定により、過半数に達しているので、会議を開会する。</p>
会長 事務局	<p>議題1 令和2年度上半期活動実績を議題とする。事務局より説明を求める。 (資料1により説明)</p>
会長 委員	<p>ただ今、事務局より第一号議案について説明があった。これから質問を行う。 医療の立場から、コロナの感染をしている、例えば独居の方が熱を出している、ということに対して地域包括支援センターがどこまで関わっていくか、明確にしておかないと ならないのではないか。これからコロナだけではなくて、新しい感染症が出るかもしれ ない。コロナに関しても、来年ワクチンが出るという話もあるが、本当に落ち着くまで に2～3年はかかるといわれる。結局、関わりをある程度の形で決めておかないと、関 わりすぎたりということもあったり、電話でお聞きになって、コロナのような方がいた ら、訪問するのか、どこまでやるのか判断が必要になる。病院に行けといってもいけな い人もいる、救急車も難しいかもしれない。そういう条件について、どこまで関わるの か、今後の対応として考えておくと良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>関心のあることである。事務局より、こういうシステムがあるというようなことがあれ ば回答いただきたい。</p>

事務局	今のところ事例の発生がなく今後、検討していきたい。家族の状況などを伺い、全く支援する人がいない場合にどうするかということになると思う。保健所等と情報共有しながら、誰が検査のための送迎するのかということになるが、現時点でははっきりとした対応についてお答えできない。
委員	落ち着くまで2～3年かかるということだと、上半期の実績によるとコロナ禍の影響で事業のイベント、講座が中止されている状態。その反省を踏まえ、残り数か月ある下半期はどのように取り組んでいこうとしているのか教えていただきたい。コロナについて相当影響があって、まだ2～3年続くなかで、どういう取り組みをやっていくか。
事務局	それだけ長期になっていった場合、全体的には高齢者の皆様が外出機会や講座、交流機会が減少していく。11月に、地域包括支援センターとしては初めての取り組みになるが、オンライン、Zoomを利用しての講座を開催する。Zoomが使えない方は少人数での対面講座として、オンラインが可能な方はZoomでやるという組み合わせた講座を行う予定である。
委員	オンラインを利用すると大勢の方が参加できるので積極的に取り組んでいくことはいいことだと思う。受け手の方がオンラインでの環境があるのかという問題もあるが、Zoomだけだと限られた方しかいられないと思う。今回はZoomが使えない方のために対面式と両方の組み合わせなので、それで様子をみながら、今後コロナ禍でも従来の講座を徐々に再開できるようそういった形で対応していきたい。それだけ長期化するとなると、オンラインでの講座を積極的に考えていきたい。
会長 事務局	<p>他になければ、第2号議案にうつる。</p> <p>(資料2-1, 2-3, 2-4にしたがって説明。概要以下のとおり)</p> <p>地域包括支援センターの運営について、令和4年度から、直営が運営している部分に関しての委託を検討しており、このことについて、今後、運営協議会のなかでご意見をいただきたいと考えている。</p>
	<p>方針：資料2-1の方針概要を説明。</p> <p>協議事項：今後運営協議会のなかでご意見をいただくが、資料2-1の2番に協議事項を記載している。(資料2-1の2番を説明) 最終的な決定は市ですが、適正な運営を行うために皆さんからご意見をいただくことになる。</p> <p>今までの経過：(資料2-3にのっとして概要説明) 以前は在宅介護支援センターを運営しており、地域包括支援センターは平成18年度に直営1か所を創設した。高齢者人口が増えてきたことから、平成29年度に増設する必要があるということで、平成26年度から議論が始まった。</p> <p>議論の開始が早かったのは、平成27年度に始まる第6期介護保険事業計画に掲載するためである。運営協議会の中でも、委託先の候補として、在宅介護支援セ</p>

ンターを運営している法人にお願いをしていきたいと思いますということで話し合いをした。在宅介護支援センターは介護保険施設を併設しており、24時間、365日の併設施設があることを重視して、地域包括支援センターも、介護保険施設を運営している法人さんに委託していくという流れになった。4か所のうち、2か所が受託意向を示したため平成29年度から委託したという経過がある。

資料2-1（2ページ）：令和4年度以降の地域包括支援センターの圏域と、どのような法人に委託するかを検討することになる。運営協議会で承認をいただくにはまだ早く、今後市でどういう圏域、どういう法人に頼むかを検討するにあたり、ご意見を賜りたいという趣旨である。

●担当圏域の案：現在の担当圏域を維持したい。理由：職員配置の基準が3,000～6,000人に3人とされているが、現在の担当圏域はバランスが良い。一方で、七次台小学校区が直営で持っているが西白井の方が便利という声もいただいている。長期的には圏域の変更について検討が必要になる可能性もあるが、現段階では、今の圏域のままで行きたいと考えている。

●委託先法人の選定案：委託先法人の選定も、現状検討しているところである。現段階の案としては、市内において特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設を運営している社会福祉法人または医療法人社団に委託したいと考えている。24時間、365日の体制を考えると、職員が輪番で携帯を持つよりも、施設であれば常時職員配置してその体制を取ることが出来るということがある。緊急時の保護先としても介護保険施設であれば連携しやすい。

会長  
委員

ご意見ご質問をお願いしたい。

平成29年度から直営を委託する考えがあったということか。委託3か所はひとつの法人が請け負うのか。令和4年度から開始だとすると入札方式など事業そのものが、期間的に間に合うのか。

事務局

平成27年度から、令和4年度の委託を検討していたかというご質問かと思うが、第6期は、直営はそのまま維持して、委託2か所とするという方針であり、第7期は同じ体制を維持するという方針であった。第8期において、高齢者の人口増と2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築を考えたとき、同じ体制を維持するのは厳しいであろうということで、初めてのご相談になる。

どういう形で選定するかは全く決まっていない。前回は、在宅介護支援センターのうち2か所をお願いしたが、今回は色々な方法が考えられる。

委託を選定する段階で令和4年度に間に合うのかという問題については、まだ、検討中で何も決まっていないものの、どのような方式になったとしてもスケジュール的には大丈夫かと判断している。

<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>協議事項は、圏域を設定すること、今運営を委託しているセンターと、白井の直営の部分を新たな委託先を入れるということで、委託するところを変更するかどうかということか。選定にあたりどういう基準があるのかということを教えてほしい。それがないといちから考えていくことになる。どこを検討してほしいのかが分かりにくい。</p> <p>今日主に相談したいのは、圏域を現状維持するのか、委託先法人の選定基準である。圏域は、高齢者の人数割が目安となる。委託先法人の選定基準としては、資料2-1の3(2)のところを考えている。資料2-4のとおり他の市町村は、施設に限定していないところもある。居宅サービス事業所をやっているところとしていたり、そういう条件でさえも設けていないところもあって、株式会社が受託している例もある。</p> <p>市としては、24時間、365日の体制を取りたいが、居宅・在宅サービスは夜間は電話を受けていないので、施設に頼む方が、地域包括支援センターの運営をしっかりとやっていただけるのではないかと、という判断である。</p> <p>資料2-4、他の市町村の状況をみていただきながら、ご意見があればいただきたい。</p>
<p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>24時間体制を取っていて、相談に慣れているというところが、地域包括支援センターで考えておられるということか。特別養護老人ホームと老人保健施設は違い、老人保健施設はリハビリして在宅に戻るのが前提の施設、特別養護老人ホームは要介護3以上の方が継続して入れるというだったと思う。もともと性格の違う施設が、1か所は老人保険施設、もう一方は特別養護老人ホームということで現実的には支障がないのかどうかを伺いたい。</p> <p>おっしゃるとおり、入所者の特性は異なるが、こちらとしては、夜間も土日も職員が電話に出れる体制が取れることを重視しているため、施設の特性でどちらかに限定することとは考えていない。</p> <p>緊急保護の必要な方が年に数例発生しており、市の介護支援型短期宿泊事業で保護する機会が多いが、その場合は、特別養護老人ホーム、老人保健施設、両方取ってくださる。その意味では大きな違いはないと思っている。</p>
<p>委員</p> <p>事務局 (白井駅前)</p>	<p>特別養護老人ホームでは入れないと聞く。施設が狭いのか、職員が少ないのかわからないが、特別養護老人ホームに地域包括支援センターを任せる対応は大丈夫なのか。体制はあるのだろうが、あるからやれますということでもいいのか。</p> <p>現在受託している白井駅前地域包括支援センターについては、特別養護老人ホームを運営している社会福祉法人である。もともとは特別養護老人ホームに所属していたこともあるが、内部連携はとれている。直接知っている上司であることもあり、密に相談出来たり、やりやすく出来ている。</p>
<p>委員</p> <p>事務局 (白井駅前)</p>	<p>結論としては問題なくできているということでしょうか。</p> <p>そうです。</p>

委員	それ以上の条件をクリアするところがいいのかどうかということだろうか。
事務局	高齢者の相談対応に慣れているなど3つの条件があるが、3つがクリアされれば、地域包括支援センターの委託がなしえるということか。
委員	人口条件は分かったが、エリア的にはかなり広い、面積の広さは関係がないのか。
事務局	影響が大きいのは高齢者の人口である。面積は、それ程問題にはならないと考えている。電話いただければ訪問する形をとるが、車でお伺いする、市自体の面積がそれ程広いわけではないので、面積が広いから圏域を変更したいとは考えていない。
委員	介護保険事業計画の素案は市のホームページには載っていないのか。
事務局	現時点では掲載されていないが、介護保険の運営協議会でも議論しており、その一部を示している。素案全体は市のホームページに掲載されていないが、運営協議会の資料としては公表される形になる。運営協議会の議論を経てパブリックコメントを取るようになる。
委員	第7期計画の時はアンケートを取ったと思うが、アンケートもこれから取るということか。
事務局	第8期については策定にあたって昨年度アンケートをさせていただき、報告書もまとまっている。
委員	課題として、「支援」と書いているが、行政だけの対応は、高齢者増えてくるし、以前の会議で、自治会との連携と申し上げたこともあるが、市民団体などとの連携を計画に盛り込んでほしいと考えている。
事務局	まだ、一部しか載せられていないので、他の章でも今のご意見を参考にしながら考えていきたい。
会長	他にどなたかありませんか。
事務局	緊急時の連絡について、開設日であれば包括に連絡するが、緊急事態が発生したときに、施設に連絡があった事例はどのくらいあったか。
(西白井駅前)	西白井駅前地域包括支援センターについては、夜間帯に連絡してほしいということでその場所に行ったことは3年間に1度もなかった。警察等から連絡があることもあるが、自宅にいて詳細情報は分からない。具体的にできたことはない。
(白井駅前)	白井駅前地域包括支援センターも同じである。
事務局	今までの夜間緊急保護は市役所の代表にかかってくる場合がほとんどであった。全部委託になった時のその体制で良いのかは検討が必要である。年間数件で、直営全圏域動いている状況がある。今後は長期的にはやり切れなくなる可能性もあるので、各包括で一時的には対応いただく可能性はある。

会 長	民生委員が、緊急の場合、24時間、365日の対応ということで、緊急の場合はここに連絡ということが包括から説明があったと思うが、何か事例はあるか。
委 員	なかなか難しい。夜電話入れるにしても市はやっていない、係の人は家にいるという状態で、後で電話をするように勧めている。祭日とか土日、市がやっていなくて夜間という場合、一本でもいいから、そこに連絡すれば市と直結できる仕組みがあればよいと思う。
事務局	今時点では、直結、職員に直接電話が可能であるのが一番安心ということだと思う。市役所は、24時間、365日電話は可能だが、地域包括支援センターの職員を呼び出してもらい、輪番で電話を受け付けるようになっていて、電話をおかけするようになっていて。直結は難しいが、受け付ける体制を取っている。 2か所の地域包括支援センターは留守番電話で、施設への電話番号を紹介している。
委 員	民生委員が安全ボタンをつけて、救急車に乗って、民生委員の担当者、地域の見守りをしてきている、緊急対応もある。ボタンを押す機会が高齢者の皆さんついているかどうか。
会 長 事務局	独居の方は申請できる。夜中でも連絡できる、そういう仕組み、体制がある。 医療的な緊急、救急車を呼ぶ事態は、その流れが良く、地域包括支援センターの場合は時間がかかってしまう。緊急通報装置を活用いただくと良い。
会 長	以前同様の事例で相談があり、ろうあ者だったので対応した。電話もあるが、ポケットに入れられるものもあり、入浴中に通報した。あれが一番、特に独居の方は良い。緊急時は本人もパニック状態になる。
委 員	皆さんこういうチラシを見たことがあるだろうか。#7009、以前は#7119があったが、千葉県で開設した。何かあったら119番というのが増えてきて、救急車の方が大変ということでできた仕組み。相談窓口としてこういうところがあるのを知っていただきたい。県にも確認している。私も民生委員をしているので、夜中に電話かかってくることはなく、具合悪くなったら救急車を呼ぶなり、#7009を選ぶことになる。市や包括に電話することはないと思う。
会 長 委 員	包括はそういうときは関わらないんじゃないかと思う。 もしよろしければ、皆さんいろんな経験がおありになるので、それを聞き取りしてまとめてもらえると良い、どういふことで緊急の相談をするのか、どういふ場合はどこに緊急連絡をかけるのかという情報があると良い。病院ばかりではない、民生委員とか色々な人が、お受けになる要件をまとめて、こういうときは民生委員に、こういうときは包括に、というのをご老人の方に示したらよいと思う。どういふ条件で、というのを次回でも示してもらえると良い。

会 長	他にないようであれば第2号議案は終了し、第3号議案についての議題に入る。
事務局	資料3に従い説明
会 長	事務局から説明があったが、ご質問はあるか。特になければ第3号議案について挙手により採決する。
	承認することに賛成の方は挙手を願う。
委 員	全員賛成。
会 長	承認することに決定する。
事務局	次回の開催は、2月3日水曜日、午後2時から同じ会場で予定している。
会 長	委員より何かあるか。
	特にないため、以上で会議を終了する。 閉会